

写

4文ス第704号

令和4年8月4日

公益財団法人福島県スポーツ協会会長様

福島県文化スポーツ局長  
(公印省略)



### 濃厚接触者等の対応に係る待機期間の短縮等について（通知）

標記の件について、新型コロナウイルス感染症対策本部より別紙写しのとおり通知がありました。濃厚接触者等の対応に係る待機期間の一部改正の連絡と、厚生労働省アドバイザリーボードにおいて、潜伏期間の中央値は約3日であるが、一定の割合で4日以降も発症するリスクのあることが示されたことによる感染対策の徹底をお願いする通知となります。

つきましては、貴団体におかれましても、引き続き感染拡大防止対策に努めるとともに、加盟・登録団体等に対し、今回の通知内容について周知いただきまようお願いいたします。

#### 記

##### 1 改正内容（下線部が改正部分）

###### （1）濃厚接触者の待機期間の短縮について

- （ア）濃厚接触者の待機期間を最終暴露日から原則5日間とし、6日目に解除
- （イ）社会機能維持者であるか否かに関わらず、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた自費検査で陰性確認後、3日目から解除が可能
- （ウ）上記（ア）（イ）の場合であっても、見直し後も引き続き、一定の発症リスクは残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底を求ることとする。

##### 2 参考

###### （1）第92回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード

- ・潜伏期間の中央値は約3日で、一定の割合で4日以降も発症するリスクのあることが示された。

写

4健第4594号  
令和4年8月3日

各部局長様  
教育長様  
各委員会事務局長様  
議会事務局長様  
県警本部長様

保健福祉部長  
〔新型コロナウイルス  
感染症対策本部事務局長〕

濃厚接触者等の対応に係る待機期間の短縮等について（通知）

このことについて、厚生労働省からの事務連絡に基づき、令和4年7月27日付4健4292号で通知したところですが、令和4年7月30日に一部改正の連絡がありましたので、お知らせします。

また、厚生労働省アドバイザリーボードにおいて、潜伏期間の中央値は約3日であるが、一定の割合で4日以降も発症するリスクのあることが示されたところであり、国通知に基づき感染対策の徹底をお願いいたします。

つきましては、関係機関へ周知いただきますよう併せてお願ひいたします。

なお、各市町村には別途通知していることを申し添えます。

記

1 改正内容（下線部が改正部分）

(1) 濃厚接触者の待機期間の短縮について

- (ア) 濃厚接触者の待機期間を最終暴露日から原則5日間とし、6日目に解除
- (イ) 社会機能維持者であるか否かに関わらず、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた自費検査で陰性確認後、3日目から解除が可能
- (ウ) 上記(ア)(イ)の場合であっても、見直し後も引き続き、一定の発症リスクは残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底を求めることとする

2 参考

- (1) 第92回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード
  - ・潜伏期間の中央値は約3日で、一定の割合で4日以降も発症するリスクのあることが示された。